

今後の公益事業の争議行為に係る規制の在り方

[研究メンバー]

主査	荒木尚志	東京大学助教授
	大内伸哉	神戸大学助教授
	森戸英幸	成蹊大学助教授
	両角道代	明治学院大学専任講師
	山口純子	法政大学講師
研究生	塚田奈保	東京大学大学院
	中村涼子	東京大学大学院

[報告書目次]

はじめに

第 1 公益事業の争議行為に係る規制の現状と問題点

- 1 公益事業の争議行為に係る現行の規制内容
- 2 争議行為の予告制度の現状と問題点
- 3 労働委員会に対する予告及び職権調整制度の現状と問題点
- 4 公益事業の範囲

第 2 今後の公益事業の争議行為に係る規制の在り方

- 1 今後の争議行為の予告制度
- 2 今後の公益事業の範囲

[内容要旨]

公益事業の争議行為に係る現行制度は、昭和 27 年の労働関係調整法改正によって形成されたものが基本的に今日まで維持されてきているが、公益事業を取り巻く環境は、現行制度が形成された当時とは大きく変化している。すなわち、公益事業の範囲にかかわって、高齢化に伴う保健福祉サービスなど新たな産業の発展が注目され、争議予告制度に関しては情報伝達手段の多様化がみられる。また、法改正当時と比較すると労使関係も安定し、争議行為の減少、争議態様にも変化がみられる。そして、社会経済全般について規制緩和の進展がある。

本研究では、公益事業の争議行為規制の実情・問題点を把握すべく、使用者、労働組合、都道府県および地方労働委員会に対するヒアリング調査や、都道府県・個別労働者に対するアンケート調査を実施した。そして、これら調査に基づき、争議行為の予告制度を中心に、今後の公益事業の争議行為に係る規制の在り方について検討を行った。

(1) 争議行為の予告制度

現行の争議行為の予告制度は、予告内容が包括的・抽象的であって、かつ、現実に争議行為が行われる蓋然性も高くないため、公衆に事前に知らせるのに必ずしも適した内容となっていない。また、公表手段もほとんどが官報・広報のみによるものであるため、公衆に対する周知という点では不十分であり、公衆に争議行為を予告させて争議行為による公衆の日常生活における不測の損害を最小限にとどめるという点ではほとんど機能していない。しかし、労使関係の安定化により、公益事業の争議行為自体が減少していること、実際に争議行為が行われる場合も、労使の自主的対応やマスメディアによる報道により公衆に対する事前周知が図られていることなどから、公衆の日常生活には一般的に大きな支障は生じていないという実態がある。

そのような現状を踏まえ、予告通知・公表制度の廃止、改善策（公表主体を使用者とする、予告内容の具体化等）を検討したが、いずれにも問題がある。

また、現時点での制度改正に関しては、

- 1) 一般的には公衆の日常生活に大きな支障は生じていないこと、
- 2) 今日のような労使関係の安定が将来失われた場合、あるいは現在においても日常生活に重大な支障を生じさせかねない場合には、事前周知及び争議行為の未然防止の点から、予告制度の必要性は否定できないこと、などから、当面は現行制度を維持することが適当であり、今後さらに検討を深めていくことが必要であるとしている。

(2) 今後の公益事業の範囲

公益事業については、法制定後及び行政通達発出後かなりの時間が経過し、事業内容や事業を取り巻く社会経済環境などが変化してきており、現行の公益事業の範囲に追加、除外すべきものがあるかどうかとの視点から検討を行い、少なくとも次の事業が見直しの検討対象となった。

- 1) 高齢者に係る保健福祉事業については、高齢化の一層の進展の下で、高齢者・各種福祉関連事業の増大や事業の態様などから、争議が実施され事業活動が停廃すれば公衆の日常生活に著しい支障が生ずるものと考えられるため、追加すべき事業の候補と考えられる。
- 2) 行政通達で定められている事業のうち、港湾運送事業の一部については、現在ほとんど事業がなくなっていることから、通達から削除する見直しの検討対象とすることが考えられる。

今後は上記業種を中心に、具体的業種の追加、削除をさらに検討することが必要としている。